宿泊約款

湊小宿 海の薫と AWAJISHIMA
改定日：2026 年 12 月 1 日

（適用範囲）
第 1 条　当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款の定めるところによるものとし、本宿泊約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。また、別記の関係法令等[抜粋]は、本宿泊約款の一部を構成します。
2　当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
（宿泊契約の申込み）
第 2 条　当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
（1）宿泊者名
（2）宿泊者の連絡先
（3）宿泊日及び到着予定時刻
（4）宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
（5）その他当館が必要と認める事項
2　宿泊契約の申込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼した時は、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3　宿泊者が、宿泊中に第 1 項第 3 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
4　宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当館は可能な範囲内でこれに応じます。
5　前項の申出に基づき、当館が宿泊者のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊者の負担とします。
（宿泊契約の成立等）
第 3 条　宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。
2　当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合において、当該料金がその前後の期間の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」「特別」「キャンペーン」などの低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。
3　当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊者からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4　第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
5　申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 7 条及び第 19 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 13 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
6　第 4 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。
7　当館は、宿泊者のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。
（宿泊契約締結の拒否）
第 4 条　当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
（1）宿泊の申込みが、本宿泊約款によらないとき
（2）満室(員)により客室の余裕がないとき
（3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
（4）宿泊しようとする者が、繰り返し当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき
（5）宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき
（イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
（ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
（ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（6）宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
（7）宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に定める特定感染症の患者等(以下、特定感染症の患者等といいます)であるとき
（8）宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき
（9）天災、施設の故障、人員の不足その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
（10）宿泊しようとする者が、旅館業法第 5 条第 1 項第 3 号ならびに旅館業法施行規則第 5 条の 6 にあたるとき
（11）宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき
（12）当館が官公署命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき
（13）発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告などにより、法令上又は事実上求められる感染症予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。
（14）兵庫県旅館業法施行条例第 10 条に規定する場合に該当するとき。
（施設における感染防止対策への協力の求め）
第 5 条　当館は、旅館業法第 4 条の 2 の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。
2　宿泊しようとする者は、正当な理由のないかぎり、前項の協力の求めを拒否することはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者などに該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒などの感染防止の措置を行うのに要した費用、その間使用できなくなった施設による逸失利益など一切の当館の損害については、当該者が負担するものとします。
（損害賠償額の予定）
第 6 条　禁煙の客室において喫煙（電子タバコを含む）した宿泊者は、当該客室の消臭措置のために要する費用等の違約金として金 10 万円をお支払いいただきます。
2　前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊代金相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。また、ペット持込禁止客室についても同様の規定が適用されます。
（宿泊者の契約解除権）
第 7 条　宿泊者はいつでも別表第 2 に記載の取消料を当館に支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。
2　当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当館は、別表第 2 記載の取消料を申し受けます。
（当館の契約解除権）
第 8 条　当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
（1）宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（2）宿泊者が旅館業法第 5 条第 1 項第 3 号にあたるとき。
（3）宿泊者が特定感染症の患者などであるとき。
（4）宿泊者が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
（イ）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
（ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
（ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（5）宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（6）宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
（7）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（8）兵庫県旅館業法施行条例第 10 条に規定する場合に該当するとき。
（9）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
（10）宿泊契約成立後に第 4 条第 11 号に定める事実が判明したとき。
（11）宿泊の申込みをした者が、第 2 条第 2 項に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
（12）当館が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
（13）発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告などにより、法令上又は事実上求められる感染症予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。
（14）宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
2　当館が前項の規定に基づいて宿泊を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。ただし宿泊者の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金も、違約金としてお支払いいただくことがあります。
（宿泊の登録）
第 9 条　宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
（1）宿泊者の氏名、住所及び連絡先
（2）日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。チェックインの際にパスポートをコピーまたはスキャンさせていただきます。
（3）出発日及び出発予定時刻
（4）その他当館が必要と認める事項
2　宿泊者が第 13 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。
（客室の使用時間）
第 10 条　宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2　当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（1）超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
（2）超過 6 時間までは、室料相当額の 60%
（3）超過 6 時間以上は、室料相当額の 100%
3　前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします。
（利用規則の遵守）
第 11 条　宿泊者は、当館内においては、当館が定めて館内又はインフォメーションシステムに掲示した利用規則に従っていただきます。
（営業時間）
第 12 条　当館の主な施設などの営業時間は次のとおりとし、その他の施設などの詳しい営業時間はチェックイン時にお渡しする案内文書、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリーなどで御案内いたします。
（1）フロント・キャッシャーなどサービス時間：
イ　門　限　午前 0 時 00 分
ロ　フロントサービス 午前 7 時 00 分～午後 10 時 00 分
（2）飲食等（施設）サービス時間：
イ　朝　食　午前 7 時 30 分～午前 10 時 00 分（最終入店 午前 9 時 30 分）
ロ　夕　食　午後 5 時 30 分～午後 9 時 00 分
（3）付帯サービス施設時間：
大浴場　午前 6 時 00 分～午前 10 時 00 分、午後 0 時 00 分～午前 0 時 00 分
売　店　午前 8 時 00 分～午後 10 時 00 分
2　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
（料金の支払い）
第 13 条　宿泊者が支払うべき宿泊料金などの内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2　前項の宿泊料金等の支払いは、チェックイン以前に実施する事前決済又は宿泊者の出発の前若しくは当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。なお、お支払いは日本円（日本銀行券及び貨幣を指します）又は当館の認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、QR コード決済などこれに代わり得る方法に限ります。
3　当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
（当館の責任）
第 14 条　当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2　当館は、万一の賠償事故に対処するため、旅館業者賠償責任保険に加入しております。
（契約した客室の提供ができないときの取扱い）
第 15 条　当館は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2　当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。
（寄託物等の取扱い）
第 16 条　宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き 15 万円を限度として、当館はその損害を賠償します。
2　当館は 60 万円以上の現金又は時価 60 万円相当以上の物品はお預かりできません。
3　宿泊者が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館は損害を賠償します。
4　当館は、第 1 項及び第 3 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
（1）稿本、設計図、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置などの周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）
（宿泊者の手荷物又は携帯品の保管）
第 17 条　宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2　宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品と思われるものが当館に置き忘れられていた場合に、当館は発見日を含めて 15 日間は保管し、宿泊者から、その間に何らのご連絡もないときは、放棄されたものとみなし当館において破棄いたします。
3　前 2 項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 3 項の規定に準じるものとします。
（駐車の責任）
第 18 条　宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
（宿泊者の責任）
第 19 条　宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2　宿泊者は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識した時は、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。
（管轄裁判所と準拠法）
第 20 条　当館と宿泊者との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。
（本宿泊約款の変更の手続き）
第 21 条　当館は、本宿泊約款を変更し、変更後の宿泊約款を、効力発生日の時点で既に成立している宿泊契約に適用する場合があります。その際は、施行日に当館のホームページに変更の旨、変更内容及び変更の効力発生期日を掲載して、一般に周知させるものとします。

（関係法令等[抜粋]）
旅館業法第 5 条第 1 項第 3 号
宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき
旅館業法施行規則第 5 条の 6
旅館業法第 5 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。
1　宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
2　粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの
兵庫県旅館業法施行条例第 10 条
旅館業法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による条例で定める事由は次のとおりとする。
（1）宿泊料を支払う能力がないと認められること。
（2）身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。
（3）泥酔し、又は言動が著しく異状で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。
（4）その他正当な理由があること。

附則
第 1 条　当館は、令和 8 年 12 月 1 日、宿泊約款を同日施行する。